

後期日程

令和2年度入学試験問題（後期日程）

問題解決・提案力テスト

（芸術地域デザイン学部
芸術地域デザイン学科
地域デザインコース）

－ 解答上の注意事項 －

- 1 「解答始め」の合図があるまで問題を見てはならない。
- 2 受験票、筆記用具[鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、鉛筆削り、コンパス、小型三角定規、直線定規]、眼鏡及び時計以外の物は、机上に出してはならない。
- 3 配付物は以下の5点である。問題冊子1部、解答用紙2枚(A3用紙)、下書き紙1枚(A3用紙)、黒ペン1本、赤ペン1本。
- 4 ペン書きによる書き損じの場合は、誤ったところに二重線を引き、書き直すこと。書き損じによる解答紙の交換はしない。
- 5 問題冊子と下書き紙は持ち帰ること。配付したペンは回収する。

問題

近年、表現活動、特に美術表現において、匿名の抗議・脅迫、企業への配慮、そして政治家の関与などによって、作品の撤去や展覧会が中止となる事例がたびたび見受けられます。このような状況を踏まえ、「表現の自由」のあり方を再考することに向けて、あなたはどのような創造的活動を提案できますか。あなたが提案する創造的活動の「活動名」「活動のコンセプト」「想定する効果・到達目標」「活動内容」を解答用紙に具体的にまとめなさい。

添付の資料は、表現に関わる近時の主な国内事例をまとめたものです。

※解答にあたり、添付資料の参照の有無は問わない。

※創造的活動の主体は「個人」「集団」「地域」「その他」のいずれかを問わない。

※創造的活動のジャンルや形式は問わない。

※想定する効果の即効性・遅効性は問わない。

※活動内容の解答は、文章、図表、絵など、表現方法を問わない。

資料 表現に関わる近時の主な国内事例

【赤瀬川原平千円札裁判】1963年

超芸術家・赤瀬川原平が千円札と紛らわしい外観のものを作成したとして、通貨及証券模造取締法違反で1965年11月東京地検に起訴され刑事裁判となった事例。起訴対象事案は複数あり、1963年2月個展の開催案内状として、片面に千円札を、その裏面に個展の案内等を記載した印刷物を現金書留封筒に入れて郵送。同年3月「読売アンデパンダン」展で片面を一色刷りした千円札の〈原寸大の模型〉を出品。同年5月新宿で行われたハイ・レッドセンター名義によるミキサー計画の展示に千円札の図像を使った作品を出品したこと等が、それぞれ起訴対象となった。昭和45年有罪確定。

【富山県立近代美術館天皇コラージュ事件】1986年

富山県立近代美術館で開催された企画展「'86 富山の美術」において、富山県出身の美術家・大浦信行の連作版画《遠近を抱えて》〔既成写真素材によるコラージュ連作。一部同館収蔵品。〕が出品された。展覧会終了後、県議会で議員から当作品について「不敬、不愉快」との発言がされ週刊誌に取り上げられた。結果、当作品を不快とする団体から抗議と作品の廃棄要求あり、抗議を受けた美術館は作品を非公開。1993年に作品を匿名の個人に売却。図録の在庫を焼却した。これに対して、大浦氏他34人が国家賠償や作品の買い戻し図録の再発行等を求め、富山県・富山県教育委員会を訴えた事例。原告敗訴。

【東京都が主催するアートイベント内展示物への警察からの通告】1996年

東京都主催「TOKYOシーサイドフェスタ'96」の一環として東京ビッグサイトで開催された「アトピック・サイト」展において、アーティストのシェリー・ローズによる、ピアッシングした性器を露出させた巨大な男性のバルーンの作品《ボバルーン》に深川警察署がわいせつであると警告。主催者の判断でオムツが付けられ、それに対するキュレーターの抗議からオムツが外されたところを再度警察から通告を受けた事例。

【映画『南京 1937』スクリーン切り裂き】1998年

南京大虐殺とされる事件を舞台にした映画『南京 1937』〔製作総指揮ジョン・ウー、日・中・香港・台湾4ヶ国合作〕が、上映中の横浜市の映画館でスクリーンを切り裂かれ、以後一部の自治体で会場使用を認めないケースが出ている事例。

【メイプルソープ写真集輸入没収事件】1999～2008年

米国写真家・ロバート・メイプルソープの写真集〔発行アップリンク〕を、浅井隆〔アップリンク代表取締役〕が

国内に持ち込む為、成田税関で検査官に該当写真集を提示したところ、関税定率法に定められた〈風俗を害すべき書籍、図画〉に該当するとして没収、輸入禁止の通知処分を受けた。浅井隆は本件処分を違法であるとし、東京税関成田税関支所長および国を訴えた事例。最高裁にて原告勝訴。

【キリンアートアワード受賞映像作品修正展示】2003年

作者・k.k.による映像作品《ワラッテイイトモ、》は、2003年度のキリンアートアワードの審査で一度最優秀賞に選ばれたものの、TV番組『笑っていいとも!』からの大量のサンプリングが用いられており、権利処理が難しいことから結局〈審査員優秀賞〉となり、修正バージョンが作られ展示された事例。

【横浜市の美術館での企画グループ展の出展作の直前展示中止】2004年

横浜美術館で開催された写真展「ノンセクト・ラジカル 現代の写真 III」において展示される予定であった、高嶺格の映像作品《木村さん》〔高嶺が長年にわたり介護に携わった、森永ヒ素ミルク事件によって一級障害となった障害者の男性を介護しながら撮影したドキュメンタリー映像〕が、性的な介護の様相も含まれている点が問題となり、展覧会開始直前に展示が取りやめとなり、作品の展示が予定されていたスペースに美術館館長名での〈お知らせ〉が掲出された事例。

【倉敷市民会館使用許可取消処分取消請求事件】2006年

在日朝鮮人の音楽舞踊家が設立した歌劇団の公演を開催するためにされた市民会館の使用許可申請に対する使用許可について、倉敷市文化施設条例が使用許可を取り消す事由として定める〈施設等の管理上支障があると認めるとき〉に当たるとして、使用許可の取消処分がされた事例。その後、取消処分の執行停止の申立てが認容。

【映画『靖国』公開延期】2007～2008年

文化庁所管の独立行政法人、日本芸術文化振興会の助成により製作されたドキュメンタリー映画『靖国』が、政治家による問題提起発言、週刊誌による〈反日的〉との指摘をきっかけに、国会議員向けの試写会、右翼の街宣活動、さらにネットでの抗議活動など波紋が拡大。映画館が〈営業上の総合的判断〉〈観客や近隣に迷惑がかかる〉を理由に相次いで上映中止・延期を決定した事例。

【広島市現代美術館 Chim ↑ Pom 展開催延期】2008年

広島市現代美術館での展覧会を準備していた美術家集団・Chim ↑ Pom が、映像作品の制作中に飛行機

を使い〈ピカッ〉と読める文字を広島市上空に描き出したところ、これが地元新聞社によって取り上げられ、その結果展覧会の中止をはじめ、様々な余波が生じた事例。

【横尾忠則ポスター教科書検定差し替え】2008年

文部科学省が3月25日に公表した高校美術の教科書検定で、日本文教出版が収録しようとした、1965年横尾忠則作製の舞踏家故・土方巽らの公演宣伝ポスターにおいて、作品を〈娘〉と比喻した画面左上の〈私の娘展示即賣會場〉の小さな文言に対して「健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている」との意見が付き、高校生に適当でないと判断され、別の作品に差し替えられた事例。

【横尾忠則個展鑑賞教室中止】2008年

東京都世田谷区の世田谷美術館で開催中の画家・横尾忠則の企画展「冒険王・横尾忠則」において、血の付いたナイフを持つ少年や半裸の女性を描いた作品が含まれることに、教員から「教育上、子どもに好ましくない」との声が上がり、区教育委員会が地元小学生向けの美術鑑賞教室を急遽中止した事例。

【フェスティバルトーキョー《個室都市東京》修正要求】2009年

池袋の西口公園周辺、夜の街で怪しく目立つ〈個室ビデオ店〉を模倣した仮設小屋の中で、池袋西口公園にいる人々のインタビューDVDを観客が選んで個室で観覧。その後目印を頼りに街中を彷徨し〈出会いカフェ〉を模した建物の一室に辿り着くと、ビデオに出演していた人々と実際に出会い、インタビューされる作品。作品公開直前、実際の夜の街の店と同様に広告を挿入したポケットティッシュを配布する勧誘方法が、行政が〈浄化〉しようとしている夜の街の行為を肯定しているように捉えられるとし、共同主催名義の豊島区役人が、作品の観客勧誘方法の変更を作家に指示した事例。

【フェスティバルトーキョー《Cargo Tokyo-Yokohama》修正要求】2009年

東京都の現代舞台芸術の祭典「フェスティバル／トーキョー」2009年秋期に招待されたヨーロッパの演劇カンパニー リミニ・プロトコルが、野外で移動しながら展開する体験型演劇作品を上演準備。本番直前の関係者への最終テスト上演の際、ビデオ映像の一部に、政治スキャンダル〈佐川急便事件〉の解説が含まれる点を東京都文化政策の担当者が指摘。公的助成を受ける作品で私企業のネガティブな過去を解説することは、行政の中立性に反し、変更しない限り上演は認められないとした事例。のちに横浜の財団専務理事が担当者を説得し公演は実現。

【《まことちゃんハウス》事件】2009年

通称《まことちゃんハウス》と呼ばれる特徴的な色彩の個人用住宅の北側隣人及び向かい側隣人が、所有

者の漫画家 椋岡かずおに対して、問題の外壁部分の撤去、完成から撤去完了まで原告それぞれに対して毎月 5 万円ずつの感謝料の支払い等を求めた事例。平成 21 年原告請求棄却確定。

【篠山紀信ヌード写真屋外撮影への家宅捜索・送検・略式命令】 2009～2010 年

写真集に使うため墓地などで女性のヌード写真を撮影したとして、東京地検は公然わいせつと礼拝所不敬の罪で、写真家・篠山紀信氏を略式起訴、モデル女優2人を起訴猶予とした事例。

【《バットもん》展示中撤去】 2010 年

神戸市立神戸ファッション美術館で開催された企画展「ファッション奇譚」会期中において、美術家・岡本光博による、ルイ・ヴィトンやコーチ、シャネル等の有名ブランドの柄の生地で作られた 9 体のバット型オブジェ作品《バットもん》シリーズに、ルイ・ヴィトンから抗議と作品撤去、そしてウェブサイトからの削除要請が届き、神戸市が撤去を指示、全てのバット型オブジェが撤去された。同館の指定管理者である神戸市産業振興財団は、既に印刷・販売展覧会カタログ販売中止廃棄、ポスターの撤去を依頼した事例。

【目黒区美術館「原爆展」中止】 2011 年

目黒区美術館で開催が予定されていた「原爆を視る 1945-1970」展が、直前の東日本大震災および原発爆発・放射能漏洩事故の発生により自粛的な形で延期になり、結局そのまま中止された事例。

【デパート内催事場で現代美術・サブカルチャー展の中止】 2011 年

東京の西武百貨店渋谷店で開催したフィギュアや絵画、イラスト、写真、ファッションなどのアート作品約 100 点による「SHIBU Culture ～デパート de サブカル～」展をめぐる、来場者から「百貨店らしくない催事だ」とのクレームを受け、開催途中で突然中止した事例。

【Chim ↑ Pom 岡本太郎絵画追加事件】 2011 年

美術家集団の Chim ↑ Pom は、2011 年 5 月に渋谷駅構内に設置されている、第五福竜丸が被曝した際の水爆の炸裂の瞬間を題材にした岡本太郎作の壁画《明日の神話》の右端部に、同作品を拡張して一体化するような、福島第一原発事故を題材にした同じタッチの作品《Level 7 feat. 明日の神話》を無断で設置。同年 7 月、軽犯罪法違反〔はり札〕容疑で書類送検されたが、Chim ↑ Pom 公式サイトによれば、同年 11 月に

不起訴処分となった事例。

【企業ギャラリーにおける「慰安婦写真展」開催中止・仮処分による開催命令】2012年

株式会社ニコンが運営する写真ギャラリーニコンサロンで開催が予定されていた韓国出身写真家・安世鴻（アン・セホン）の慰安婦をテーマとした写真展にあたり、開催前に抗議の電話やメールが相次ぎ、会場提供側のニコンが一方的に中止を決定した事例。安世鴻が同社に損害賠償を求め訴訟。勝訴。

【『はだしのゲン』閉架措置指示】2012年

島根県松江市議会に市民から『はだしのゲン』[中沢啓治著]は、学校図書館の蔵書として不適なので、小中学校の学校図書館からの撤去の陳情がなされた。市議会での同陳情の審議結果は全会一致で不採択。しかし、議員から教育委員会の判断で決めるべきとの意見があり、教育委員会事務局が教育委員会議にかげずに、校長会にて当該作品の閉架措置を求め、該当図書所蔵学校は求めに応じて閉架措置にした事例。後に、教育委員会議で閉架措置を撤回。

【阿佐ヶ谷ロフトA 男性器試食事例】2012年

イラストレーターが、正式な手術により切除した自身の男性器を提供し、2012年5月、阿佐ヶ谷ロフトAにて、これを調理し参加者に試食させるイベントを開催した。同月、杉並区が刑事告発。同年9月、わいせつ物陳列容疑で書類送検された事例。翌年2月、嫌疑不十分のため不起訴処分となった旨の報道がされた。

【私立ギャラリーで限定販売した写真集について作者写真家・ギャラリー経営者らが逮捕】2013年

警視庁保安課が、写真家レスリー・キーと、ギャラリー経営者とスタッフの計3人を逮捕。容疑は、わいせつ図画頒布罪。男性器が写ったわいせつな写真集を、写真展ギャラリー内で2名に販売したとされた。警視庁はさらに、写真集を印刷・製本した印刷会社の経営者らを逮捕。その後全員処分保留で釈放されたが、最初に逮捕された3名は東京地検に略式起訴された事例。

【児童ポルノ疑い写真掲載雑誌回収・警告・写真集発売自粛】2013年

アイドルグループメンバーの発売予定の写真集に収録された写真を漫画週刊誌がグラビアに掲載したところ、児童ポルノに該当するのではないかと読者から指摘され、当該漫画週刊誌が店頭から回収され、写真集も発売中止となった事例。

【鷹野隆大作品への撤去指導】2014年

愛知県美術館で開催された「これからの写真」展で、写真家・鷹野隆大の作品の一部が、わいせつ物の陳列に当たるとして、愛知県警に撤去を求められた。作品に男性の性器が写っているという県警への匿名の通報を受けたもので、同館はすでにゾーニングや注意書き等の配慮を行っていたが、部分的に作品を布等で覆うことで展示を継続した事例。

【ろくでなし子逮捕事件】2014年

芸術家・ろくでなし子が、自身の女性器の3Dデータを用いた作品《マンボート》を発表した個展において、作品購入者に、自身の外陰部の3Dデータを頒布したとして、わいせつ電磁的記録記録媒体頒布の疑いで逮捕。同年、女性用アダルトグッズ専門店での作品展示において、わいせつ性が高いとして、わいせつ物公然陳列容疑で再逮捕された事例。のち一部無罪。

【会田誠作品への撤去・改変要請】2015年

東京都現代美術館で開催された企画展「おとなも子どもも考える ここはだれの場所？」展において、現代美術家・会田誠一家による文部科学省への不満等を書いた《檄(げき)文》と、会田が首相に扮し英語で演説する映像の2作品に対し、同館が撤去・改変を要請した事例。後日同館は要請を撤回。

【白川昌生作品の展示取り消し】2017年

群馬県立近代美術館「群馬の美術 2017—地域社会における現代美術の居場所」展において展示予定だった、美術家・白川昌生の作品《群馬県朝鮮人強制連行追悼碑》に対し、係争中の事件に関連した作品のため展示を見送るとの理由で、開幕直前に美術館側が展示を取り消した事例。

【国際芸術祭企画展「表現の不自由展・その後」の開催中止】2019年

国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」の企画展「表現の不自由展・その後」[公立美術館など公共性の高い場所で展示が不許可になった、あるいは展示が撤去された作品を、撤去された理由とともに展示する

内容]が、名古屋市長の中止要請、匿名の抗議メール、電話、ガソリンテロ予告の脅迫などにより、円滑な運営が困難と愛知県知事が判断を下し開催3日で中止となった事例。閉幕1週間前に入場制限付きで再開。